

平成 25 年兵庫県立大学研究科規程第 9 号  
兵庫県立大学工学自己評価委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学自己評価委員会規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 7 号）第 8 条第 3 項及び兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定並びに内部質保証の基本方針に基づき、工学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、工学研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 工学研究科及び工学部の教育、研究及び社会貢献における自己点検・評価の実施に関すること
- (2) 内部質保証を推進する体制の整備、運用に関すること
- (3) その他委員会の目的達成に必要なこと

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部副学部長
- (2) 各専攻から 1 名ずつ選出された委員 6 名

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、兵庫県立大学自己評価委員会の委員として、当該委員会に出席するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する工学研究科に所属する専任教員で構成する。
- 3 専門部会の長は、専門部会構成員の互選により定める。

(教授会への報告)

第9条 委員長は、諮問事項について審議した結果を研究科長に答申する。

2 研究科長は、前項の答申を工学研究科教授会（以下「教授会」という。）に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の意見を聞いた上で研究科長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第3条第2号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則（令和3年3月31日）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令5年3月15日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。